職業紹介事業の許可基準の改正案に関する御意見募集の結果について

令和４年７月19日
厚生労働省職業安定局
需給調整事業課

標記について、令和４年５月24日から令和４年６月23日まで電子政府の総合窓口（e-Gov）を通じて御意見を募集したところ、本件に関する御意見を２件いただきました。お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方は次の通りです。

今回御意見をお寄せいただきました方のご協力に感謝申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進にご協力いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

	御意見の要旨	御意見に対する考え方
１	データベース削除がきちんとされているか確認するルール、紙の個人情報が削除されているか確認するルールが必要。	職業安定法においては、職業紹介事業者は求職者等の個人情報を業務の目的の達成に必要な範囲内で収集、保管、使用することとされており、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じることとされています。その上で、指針において、保存する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置を講ずることとされています。
２	「本人により公開されている個人情報」であっても、職業紹介という利用目的に対して“関連性のない”情報は、個人データ化を制限するべきである。	職業安定法においては、職業紹介事業者が、本人により公開されている個人情報を収集する場合であっても、本人の同意がない限り、業務の目的の範囲を越えて求職者等の個人情報を収集、保管、使用することは認められていません。